

②運行管理者等講習費助成金交付要綱

(令和8年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、交通事故防止及び安全運行の観点から、運行管理者等講習受講費用について、その費用を助成し、適正な事業運営に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会員事業者(以下「会員」という。)の長野県内営業所に所属する次の者で、講習を修了した者とする。なお、「eナスバ」による講習も助成の対象とする。

2 運行管理者等講習 運行管理者、補助者、運行管理予定者

(助成金額)

第3条 助成金額は、次のとおりとする。

助成項目	助成金額
運行管理者等講習 一般講習	3,200 円
運行管理者等講習 基礎講習	8,900 円

(助成金の交付)

第4条 県ト協が一括して講習実施機関に支払うものとする。

(助成条件)

第5条 受講時点において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(実施期間)

第6条 令和8年4月1日から令和9年2月末日までとする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第7条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(附則) 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。